

( ) 調査は8月28日(水)～9月2日(月)の平日に実施

## 1. 目的

現在の実施機関である公益財団法人児童育成協会に対し、企業主導型保育事業を所管する内閣府が実地調査を行い、本事業に関する不正事案（整備費水増し・架空請求等）が発生した原因を改めて現場目線から確認し、業務運営上の課題を把握する。

新たな実施機関の公募・選定に際し、公募要項及び実施要綱等に規定すべき事項について明らかにする。

## 2. 調査事項

今般の不正事案（整備費水増し・架空請求等）が発生した運用（審査及び監査）上の課題の検証  
 補助事業の実施状況一般に関すること  
 補助事業の情報処理システムに関すること  
 相談・苦情処理体制の整備に関すること

## 3. 調査結果

調査の結果、整備費・運営費水増しや架空請求などの不正事案が発生する要因として、

- ・ 内閣府は、不正の防止に十分な審査、指導・監査の基準を実施要綱に規定していなかったことや実施機関が定める助成要領に盛り込むべき事項を明確に指示してこなかったこと、
- ・ 協会は、事業実施体制がぜい弱であり、特に、実施機関でなければ対応できないきめ細かな審査基準を検討し、実務を通じたPDCAサイクルを回して運用を改善していく機能が十分ではなかったこと、

が大きいことが改めて確認された。

内閣府は、実施要綱等の見直しを徹底的に行い、新しい実施機関の下で、保育の質の確保や安定的な運営に十分配慮した事業者選定、指導・監査などが行えるようにするとともに、実施機関が従うべき基準、実施機関に求める業務及び実施体制を明示した公募要項を策定し、実施機関の公募を進める必要がある。

実施機関は、内閣府が定める実施要綱等の下、合理的・効率的な事業実施を前提としながらも、PDCAサイクルを回し、自ら運用改善しつつ、着実に事業を実施できる体制が必要である。

内閣府と実施機関との間では、より緊密な意思疎通を通じ、実施機関から内閣府に対し、実務を担う観点から事業の改善方策について提言がなされる関係を構築する必要がある。

公募により新しい実施機関が選定されるまでの間、協会には、不正事案への厳正な対応、相談・苦情への丁寧な対応、内閣府の主導の下での新たな情報処理システムの検討などを実施させる必要がある。